

理事会会議資料

(平成25年度 第3回)

平成25年12月24日(火)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成25年度第3回神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：平成25年12月24日(火)

午前10時30分より

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. 議 長 選 出

3. 議事録署名人選任

4. 議 事

議案第1号 会長及び副会長の互選について

議案第2号 利益相反行為及び双方代理事項にかかる会長職務代理者の選任について

議案第3号 苦情解決にかかる第三者委員の選考について

指名第1号 副会長及び理事の職務代理順位、並びに常務理事の指名について

議案第4号 評議員定数の見直しについて

報告第1号 平成25年度事業評価検討結果について

議案第1号

会長及び副会長の互選について

<提案理由>

定款第7条第1項の規定に基づき、理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任するものです。

平成25年12月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

平成25年12月24日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成25年度 第3回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 会長及び副会長

No.	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	保立 一男	
2	副会長	今郡 利夫	
3	副会長	小島 真知子	

議案第2号

利益相反行為及び双方代理事項にかかる会長職務代理者の選任について

<提案理由>

定款第7条第5項の規定に基づき、会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項について会長の職務を代理する理事を選任するものです。

平成25年12月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

平成25年12月24日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成25年度 第3回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 会長職務代理者

役職名	氏 名	備 考
副会長	今郡 利夫	

議案第3号

苦情解決にかかる第三者委員の選考について

<提案理由>

本会の第三者委員は現在2名を任命し、任期は平成26年3月31日までとなっておりますが、今郡利夫委員の役職交替に伴い、後任の第三者委員を、苦情解決に関する規程第12条第1項の規定に基づき、別添(案)のとおり選考しようとするものであり、ご審議の上議決願います。

平成25年12月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

平成25年12月24日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成25年度 第3回 理事会

第三者委員選考案

No.	氏名	役職等	備考	選考結果
1	日高勝利	神栖地区民児協副会長	社会福祉協議会監事 (H25.12~)	

指名第1号

副会長及び理事の職務代理順位、並びに常務理事の指名について

<提案理由>

定款第7条第3項に規定する副会長の職務代理順位、及び第4項に規定する会長、副会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する理事、並びに第8条に規定する常務理事については、いずれも会長の指名事項となっており、本理事会において指名をいただくものです。

平成25年12月24日 指名

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成25年度 第3回 理事会

会長指名事項

定款に規定する職務	指名された理事
第7条第3項に規定する、会長に事故あるときその職務を代理する、あらかじめ会長の指名した副会長の職務代理順位	(1) 今郡 利夫 (2) 小島 真知子
第7条第4項に規定する、会長、副会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理する、あらかじめ会長の指名した理事	坂本 義勝
第8条に規定する、会長が指名した常務理事	坂本 義勝

議案第4号

評議員定数の見直しについて

<提案理由>

現在ご就任をいただいております評議員の任期は、26年3月末日をもって満了となりますが、現行の評議員定数「45名」につきましては、平成24年2月、当時の監督官庁であった茨城県による検査指導の中で、「理事の定数に対して、もう少し削減しても良い」との指導を受けておりました。社会福祉法人定款準則では「理事の定数の二倍を超える数（37名以上）」と規定されておりますので、次の改選に向け一定数を減らし、別添（案）の通り見直しを図ることについてご審議願います。なお、定数変更にあたっては現行の定款及び評議員選任規程の改正が必要となりますが、改正案については次回の理事会で改めてお諮りいたします。

平成25年12月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

平成25年12月24日 議決

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成25年度 第3回 理事会

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 評議員の構成

(評議員選任規程第2条関係別表より)

区 分	人 数	
	現 行	改正案
1. 地域福祉事業に関心を持つ者 (福祉活動の地域別代表者)	24名	16名 ※
2. 学識経験者等		
3. 社会福祉に関係のある団体の代表者	(全21名)	(全22名) ※
・医薬関係団体 (医師会・歯科医師会・薬剤師会等)	3名	3名
・高齢者関係福祉施設	2名	2名
・児童関係施設	2名	2名
・商工関係団体	3名	4名 ※
・企業関係団体	3名	3名
・教育関係		
・子ども会育成連合会	1名	1名
・NPO法人	1名	1名
・市民活動グループ	3名	3名
・ボランティア連絡協議会	1名	1名
・シニアクラブ連合会	1名	1名
・身体障害者福祉協議会等	1名	1名
4. 行政関係者 ※		2名 ※
合計	45名	40名 ※

※ 追加、変更箇所 (案)

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 評議員名簿

(任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

No.	氏名	選任規程による区分	選出母体等	就任年月日	備考
1	花ヶ崎キヌエ	地域福祉に関心を持つ者	市民児協(神栖一中地区民生委員)	H22.12.23	
2	高橋 榮子	〃	〃 (〃)	H22.12.23	
3	粕谷美津子	〃	〃 (〃)	H22.04.01	
4	日高 勝利	〃	市民児協(神栖二中地区民生委員)		
5	保立 素子	〃	〃 (〃)	H22.12.23	
6	飯塚 隆一	〃	〃 (〃)	H20.04.01	
7	小川 万代	〃	市民児協(神栖三中地区民生委員)	H08.04.01	
8	篠塚 洋一	〃	〃 (〃)	H22.12.23	
9	書川友紀子	〃	〃 (〃)	H22.12.23	
10	大槻とく子	〃	市民児協(神栖四中地区民生委員)	H16.04.01	
11	志田 三男	〃	〃 (〃)	H16.04.01	
12	高柳のり子	〃	〃 (〃)	H22.12.23	
13	宮内 珠枝	〃	市民児協(波崎一中地区民生委員)	H22.12.23	
14	岩月 榮子	〃	〃 (〃)	H22.12.23	
15	鈴木 初枝	〃	〃 (〃)	H25.03.29	
16	多辺田ヨネ子	〃	市民児協(波崎二中地区民生委員)	H18.04.01	
17	江畑 伴子	〃	〃 (〃)	H18.04.01	
18	安藤 順子	〃	〃 (〃)	H24.08.29	
19	井口 和子	〃	市民児協(波崎三中地区民生委員)	H19.06.18	
20	石沢 義次	〃	〃 (〃)	H22.12.23	
21	秋葉 勲	〃	〃 (〃)	H20.04.01	
22	西條 洋子	〃	市民児協(波崎四中地区民生委員)	H20.04.01	
23	菱木三恵子	〃	〃 (〃)	H20.04.01	
24	仲川 道夫	〃	〃 (〃)	H20.04.01	
25	城之内宏至	医薬関係団体	鹿島医師会(神栖市内医療機関)	H20.04.01	
26	山本 英雅	〃	神栖市歯科医師会	H24.04.01	
27	金井 幸治	〃	薬剤師会潮来支部(神栖班)	H24.04.01	
28	小林 正明	高齢者関係福祉施設	特別養護老人ホームしおさい苑	H20.04.01	
29	田中 健	〃	特別養護老人ホーム白寿荘	H24.08.29	
30	細田 峰彰	児童関係施設	鹿嶋・神栖保育協議会	H20.04.01	
31	太田 操	〃	〃	H20.04.01	
32	帯谷 順之	商工関係団体	神栖市商工会	H21.03.24	
33	細田 峰賢	〃	鹿島臨海ロータリークラブ	H24.04.01	
34	鈴木 英文	〃	かしま青年会議所	H20.04.01	
35	細谷 智	企業関係団体	鹿島地区労働組合懇談会	H23.04.01	
36	保田 雅信	〃	鹿島西部地区企業連絡会	H24.04.01	
37	河本 健三	〃	化学総連茨城地方連絡会議	H24.12.21	
38	阿部 年英	子ども会育成連合会	神栖市子ども会育成連合会	H14.04.01	
39	坂本 鉄夫	シニアクラブ連合会	神栖市シニアクラブ連合会	H23.05.31	
40	永井 芳信	身体障害者福祉協議会	神栖市身体障害者福祉協議会	H24.04.01	
41	高橋 紀子	NPO法人	NPO法人 N&Nコーポレーション	H18.04.01	
42	梶山 正子	ボランティア連絡協議会	神栖市ボランティア連絡協議会	H20.04.01	
43	梅田しづ子	市民活動グループ	神栖市消費者の会	H18.04.01	
44	野口さち子	〃	神栖市交通安全母の会	H18.04.01	
45	杉山 綾子	〃	いばらきコープ鹿島センター	H22.04.01	

報告第1号

平成25年度事業評価検討結果について

<提案理由>

事業評価検討は、住民ニーズに立脚した事業展開度合いの点検、活動理念に沿った定期事業の見直し、住民、行政との協働システムの構築、職員の資質向上を目的に、平成9年度より実施しているものです。

本年度は「第三次地域福祉活動計画」の実施計画に掲げた重点項目に沿って上半期の目標達成度合いを評価するとともに、次期計画策定に向け方向転換の必要性についても検討を行いました。別添資料「平成25年度 事業評価検討書集」の提出をもって報告いたします。

なお、下半期事業を含めた年間の事業総括につきましては、年度末に実施予定の「利用者アンケート」の結果も踏まえ、事業報告書としてまとめる予定です。

平成25年12月24日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

●定款、規程

<定款>

（役員の数）

第6条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 18名

（2）監事 3名

2 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに3名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（会長、副会長の選任及び理事の代表権）

第7条 この法人に、理事たる会長1名、副会長2名を置き、理事の互選により選任する。

2 会長のみがこの法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 会長、副会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が順次にその職務を代理する。

5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第2項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

（常務理事）

第8条 この法人に常務理事1名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

（役員任期）

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

（理事会）

第12条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（評議員会）

第14条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、45名の評議員をもって組織する。

<苦情解決に関する規程>

(相談・苦情解決体制)

第4条 相談又は苦情の解決を図るため、次を置く。

- (1) 苦情受付担当者 (以下「担当者」という。)
- (2) 苦情解決責任者 (以下「責任者」という。)
- (3) 第三者委員

(担当者の職務)

第6条 担当者は申出人からの相談・苦情を随時受け付けるものとし、その際、相談・苦情内容、利用者の意向等の確認を行い、様式1号について記録を行う。

3 担当者は受け付けた相談・苦情を責任者に報告し、責任者は第三者委員に報告する。ただし、申出人が第三者委員への報告を要しない旨の意思表示のある場合を除く。

(第三者委員)

第12条 第三者委員は、相談・苦情解決を図ることができる者で、信頼性を有する者の中から理事会が選考し、会長が任命する。

- 2 第三者委員は、中立、公正の確保のため7名以内とし、相談あるいは、苦情解決の実効性と客観性を高めるものとする。
- 3 第三者委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 第三者委員の報酬は、無報酬とする。ただし、中立性が客観的に確保できない場合にあつて、本会からの相談・苦情解決のため要請に応じたときは、旅費を支給する。この場合、本会定款第2章第11条、役員報酬等の項を準用する。

(第三者委員の職務)

第13条 第三者委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 担当者から責任者を経て受け付けた相談・苦情内容の報告聴取
- (2) 相談・苦情内容の報告を受けた旨の申出人への周知
- (3) 申出人からの相談・苦情の直接受付
- (4) 申出人への助言
- (5) 本会への助言
- (6) 申出人と責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- (7) 責任者からの相談・苦情に係わる事案の改善状況等の報告聴取
- (8) 日常的な状況把握と意見傾聴
- (9) 茨城県福祉サービス運営適正化委員会からの事情調査、斡旋、及び必要と認める状況把握に関すること

(相談・苦情内容の連絡、周知)

第14条 第三者委員は、前条第1号により相談・苦情を受け付けた場合は、内容を確認するとともに、申出人に対して報告を受けた旨を様式3号により通知する。

2 第三者委員は直接相談・苦情を受けた場合、内容等を責任者及び担当者へ連絡する。担当者は、第6条により処理する。

<評議員選任規程>

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第16条第3項の規定に基づき評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任)

第2条 評議員は、別表に定めるところにより選任し、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

●社会福祉法

(利益相反行為)

第39条の4 社会福祉法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(評議員会)

第42条 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、理事の定数の二倍を超える数の評議員をもって組織する。
- 3 社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもって、評議員会の議決を要するものとするができる。

●民法

(自己契約及び双方代理)

第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

●社会福祉法人定款準則

(役員の定数)

第〇条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇名
- (2) 監事 〇〇名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長（総裁、会長）となる。

3 理事長（総裁、会長）は、この法人を代表する。

(備考) 理事の定数は6名以上とすること。監事の定数は2名以上とすること。

(評議員会)

第〇条 評議員会は、〇〇名の評議員をもって組織する。

(備考) 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とすること。